

# 鳥取県福祉のまちづくり条例の改正概要

## 1 条例改正の趣旨

鳥取県福祉のまちづくり条例は、平成20年に県独自の条例から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく条例に改正し、バリアフリー法及び条例で定める用途、規模以上の建築物に整備基準への適合を義務付けました。

この度、オストメイト（人工肛門、人工膀胱を保有する人）の方々にとっても、より外出しやすく、制約の少ない社会環境の整備を進めるため、オストメイト対応設備の設置に関する整備基準を見直すよう条例の改正を行い、平成24年1月1日から施行することとしています。

### ※オストメイト対応設備

オストメイトの方が、ストーマ装具（オストメイトの方が使用する蓄便袋、蓄尿袋）から排せつ物を排せつし、ストーマ装具を洗浄する事ができる水栓等を備えた設備

## 2 条例改正の概要

### 1) オストメイト対応設備の設置を要する施設面積の引下げ

これまで、床面積2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上の特別特定建築物を新築又は増築する場合には、1以上の便所にオストメイト対応設備の設置を義務付けていましたが、より多くの施設にオストメイト対応設備が整備されるよう、オストメイト対応設備の設置を義務付ける建築物の床面積を引下げました。

床面積の引下げにあたっては、車いす使用者用の便房の設置が必要な床面積と同じ床面積まで引下げました。

特別特定建築物（主な用途）	基準面積
特別支援学校以外の学校 （幼稚園、小・中学校、高校、大学、各種学校、専修学校等）	2,000㎡
劇場、映画館、展示場、ホテル又は旅館、共同住宅、体育館等、遊技場、一般公共の用に供する自動車の停留又は駐車施設	1,000㎡
集会場又は公会堂、クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、職業訓練校	500㎡
飲食店、理美容院	200㎡
特別支援学校、病院又は診療所、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、官公署、老人ホーム等、郵便局、銀行	100㎡

### ※既存建築物への適用について

既存の建築物については、増築等（増築、改築、用途変更）を行う面積が、上記の基準面積以上の場合に、適合義務の対象となります。

### 2) バリアフリーに配慮して設ける設備に関する案内表示の義務付け

建築物又はその敷地には、バリアフリーに配慮した昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等設けなければならないとしていますが、案内所（受付カウンター等）を設ける場合は、案内板等の設置が免除されます。

これを、案内所を設ける場合でも、案内所で尋ねることなく、車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備の有無が確認できるよう、建物入口付近にピクトサイン等の案内表示を設けるよう整備基準を改正しました。